

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 9 号

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則

安城市立保育所管理規則（昭和 6 2 年安城市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号ア中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成 2 4 年法律第 6 5 号）」を加え、同条第 3 号中「いう。」の次に「以下同じ。」を、「掲げる額」の次に「（当該児童の保護者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき、又は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 1 6 年法律第 6 3 号）に定める裁判員又は裁判員候補者として裁判所に出頭するため、一時預かり事業を利用するときは、零）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- （4）乳児等通園支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。） 1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に当該月に当該児童が乳児等通園支援事業を利用した日数を乗じて得た額に、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 2 0 第 3 項に掲げる額を加えた額

区分	日額
ア 当該児童の保護者が生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合	0 円
イ 当該児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について乳児等通園支援事業を利用した月の属する年度（当該利用した月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の子ども・子育て支援法施行令（平成	2 5 0 円

<p>26年政令第213号)第4条第2項第2号に規定する市町村民税の額を合算した額が7万7,101円未満である場合(アに掲げる場合を除く。)</p>	
<p>ウ 当該児童及び当該児童の保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、市長が養育を支援することが特に必要と認める場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)</p>	<p>250円</p>
<p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合</p>	<p>750円</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。